

令和3年度 旭川市やさしさ住宅補助金の御案内 (マンション共用部分)

分譲マンションの管理組合が、高齢者が自宅で安全に安心して暮らすことができる住まいづくりを考えて、マンション共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

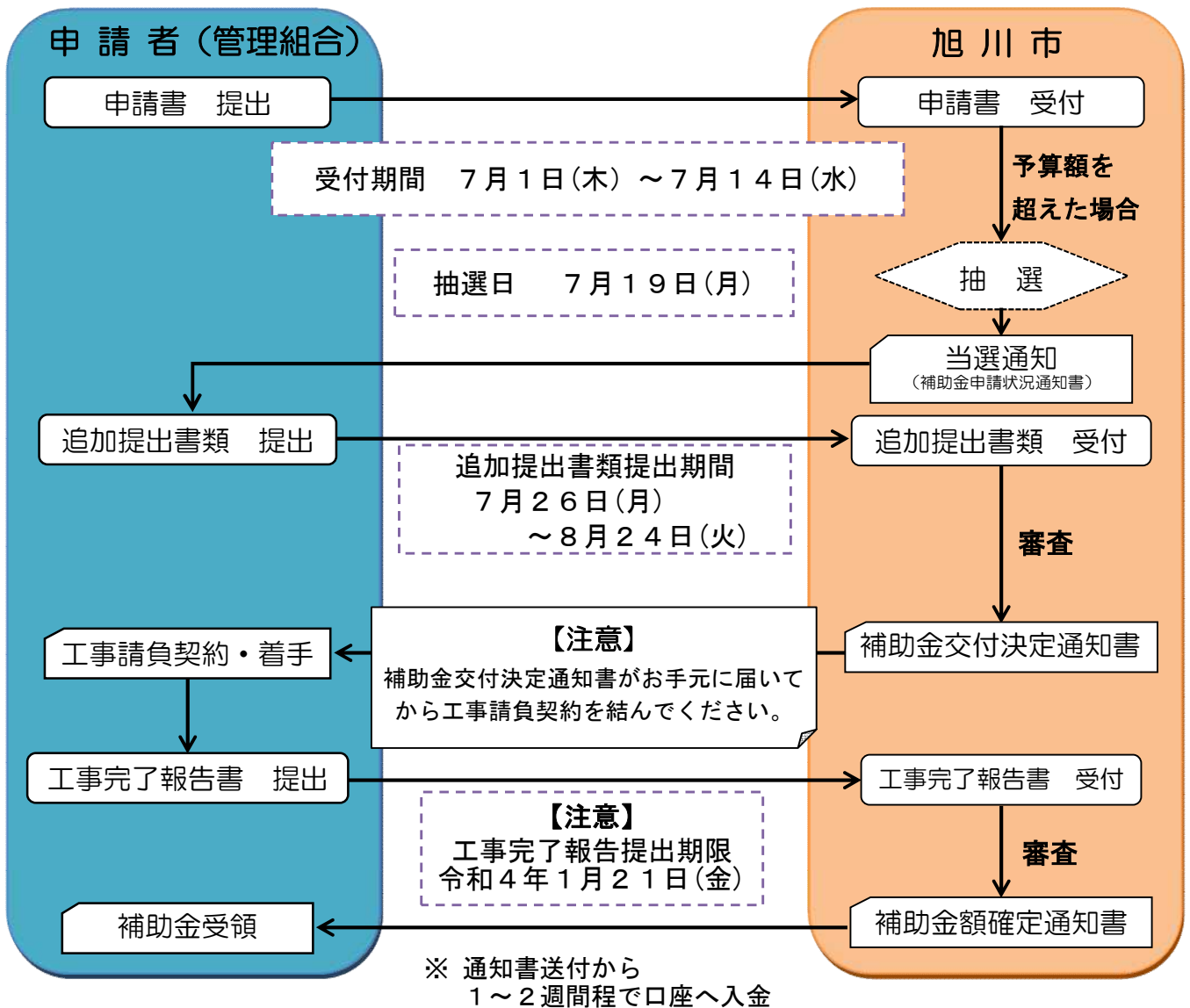


対象 マンション	<ul style="list-style-type: none">◆ 旭川市内にある5戸以上の住戸数を有する分譲マンションであること◆ 工事を行う分譲マンションに、60歳以上の方（代表高齢者）1名以上の住民登録があること◆ 理事長と代表高齢者が旭川市税を完納していること◆ 管理組合の規約が定められていること◆ 共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその経費について、管理組合の総会等で決議されていること◆ マンション新築時の建築確認が、北海道福祉のまちづくり条例施行前（平成10年3月31日以前）に行われた住宅であること
<p>※ <u>過去に本補助金を利用した場合は利用できません。</u></p> <p>※ 分譲マンションとは、2以上の区分所有者が存する建物で、住宅の用途に供する専有部分のあるものをいいます。</p>	
対象工事	<p>マンション共用部分のバリアフリー化工事 (手すりの設置、段差の解消、出入口の拡幅、スロープ・エレベーターの設置など)</p> <p>※ 対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。</p> <p><u>詳細については「対象工事基準」を御確認ください。</u></p>
<p>※ 本制度は、<u>市内に営業所等がある施工業者</u>と工事請負契約することが条件になります。</p> <p>※ 既に<u>工事請負契約が済んでいる場合</u>や、<u>工事に着手・完了している場合</u>は対象外になります。</p>	
補助金額	対象工事費の1/3で、上限50万円（千円未満切捨）
受付期間 及び 募集予算額	<p>令和3年7月1日（木） ～ 7月14日（水）</p> <p>募集予算額 100万円 抽選：7月19日（月）</p> <p>※郵送で申込みの場合は、受付期間内必着でお送りください。</p> <p>※受付期間内に予算額を超えた場合は抽選となります。</p> <p>※受付期間内に予算額を超えなかった場合は、<u>11月15日（月）</u>まで先着順で受付します。</p>

※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※



申請から補助金の支払までの手続の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 抽選等により交付予定者となった場合は、追加提出書類を定められた期間内に提出してください。
必ず補助金交付決定通知書が届いてから、請負契約を書面で締結して工事を始めてください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 申請書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できない場合があります。
- **工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きを行う必要があります。**
- 建築基準法第6条第1項に定める工事を行う場合には、工事前に確認申請が必要になります。
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

長期修繕計画を作成・見直しましょう

マンションは、経年劣化に応じて外壁補修や屋上防水、給排水取替等の大規模修繕工事を適切に実施することが重要です。大規模修繕工事の実施時期、工事内容及び必要経費等を示す計画（長期修繕計画）を管理組合で作成することで、将来にわたって快適な居住環境を確保し、資産価値の維持・向上を図ることができます。

また作成した後も、建物・設備の劣化状況や社会経済情勢による工事コストの変動等を踏まえて約5年ごとに調査・診断を行い、結果に基づいて計画を見直す必要があります。



手続に必要な書類（補助金申請時、当選後、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類	
①補助金交付申請書	所定の用紙（様式第3号）
②工事見積書	市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書

当選後に必要な書類（追加提出書類） ※提出期間内に速やかに提出してください。	
①現状写真	工事箇所が分かる写真（提出する日から原則3か月以内のもの）
②工事図面	工事箇所や使用材料の内容・寸法等がわかる図面
③製品規格・仕様等の資料	使用する製品の規格や仕様などが分かるカタログなど
④理事長及び代表高齢者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	市役所総合庁舎2階⑩番窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）
⑤建築確認日及び 住戸数を確認できる書類	マンション新築時の確認済証、検査済証又は分譲時のパンフレット 等の確認できる書類
⑥管理組合規約の写し	分譲マンションの管理規約
⑦管理組合の総会議事録等の写し	共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその費用について 決議されたことを証する書類
※管理組合の理事長（代表者）で あることを証する書類	管理組合の総会議事録等に理事長の氏名が記載されていない場合は、 現理事長を選任した際の議事録の写しなどがが必要です。
※管理組合の役員名簿	法人格を持つ管理組合の場合、理事長及び役員の名簿が必要です。

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和4年1月21日（金）	
①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第10号）
②完了写真	改修した全ての範囲が分かる写真
③工事請負契約書の写し	※契約日は「補助金交付決定通知書」の日付以降となります。
④支払を証明する書類の写し	領収書や振込票などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要となります。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙（様式第12号）
⑥検査済証の写し	※確認申請を要する工事を行った場合は提出が必要となります。

- ※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。
- ※ 申請時や完了時の審査で現地を確認させていただく場合があります。
- ※ 書類を郵送で提出する場合は、**期間内必着**でお送りください。
郵送の際は、必ず封筒に差出人の住所・氏名を記載してください。
- ※ 各様式はホームページからダウンロードできます。
旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 補助・融資・支援 > 補助制度

申請窓口・お問い合わせ ※郵送又は持参にてご提出ください。	
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所 第三庁舎4階 建築部 建築総務課 ☎（0166）25-9708	

対 象 工 事 基 準

バ リ ア ー リ ー 化 工 事	1 手すりの新設
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下地に強固に取り付けるもの ・ 端部の突出を避ける等、高齢者の安全に配慮した構造のもの
	2 スロープの新設又は改良
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子での利用に支障がない構造のもの（※屋内外問わない）
	3 廊下、通路、出入口の幅の拡張
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効な幅員が概ね 120cm（出入口にあたっては 90cm）以上となるもの ・ 車椅子での利用に支障がない構造のもの
	4 引き戸への改修
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修前が開き戸である部分の改修に限る ・ 車椅子で円滑に通過できる構造のもの
	5 滑りにくい床材への変更
6 階段蹴込み板及び滑り止めの新設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置式のものとは下地に強固に取り付けるもの 	
7 エレベーターの新設	
8 階段昇降機、段差解消機等の新設	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差解消機等は固定式のものに限る ・ 平成 12 年建設省告示第 1413 号に適合するものに限る 	
9 その他高齢者の日常生活の安全性、利便性等の向上に資すると市長が認めた工事	

※ 単なる住宅の修理・部材交換は対象になりません。

※ 過去 10 年以内に本補助金や住宅改修補助金、住宅雪対策補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。

※ 製品保証費、家具移動手間賃などは対象外です。

※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

旭川市やさしさ住宅補助金（マンション共用部分）交付申請書

（兼理事長及び代表高齢者の個人情報照会承諾書）

（申請書を提出する日） 年 月 日

（宛先）旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者（管理組合名）		
管 理 組 合 名		
マ ン シ ョ ン の 住 所	〒 旭川市	
理 事 長	フリガナ	
	氏 名	
連 絡 先	— —	

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。
 また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

対象となるマンションの概要			
用 途	住宅専用 ・ 複合用途（店舗・事務所等）		
住 戸 数	住宅	戸	その他の用途 戸
建築年月日	竣工： 年 月 日 （着工： 年 月）		
補助申請額 ※税込み	区 分	金 額	※審 査 欄
	①補助対象工事費（30万円以上）	円	円
	補助申請額（上限50万円） ①×1/3	円	円
※ 備 考 欄			受付番号

※裏面の記入もあります。

今回の工事を行う事業者（施工業者）			
〒		—	
住所		事業者名	
担当・連絡先		(担当) (電話番号)	
代表高齢者 60歳以上の方 代表1名	氏名	生年月日	年齢（申請日時点）
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日	歳
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
確認事項 該当する 項目にチェック	<input type="checkbox"/> 管理組合の規約が定められている。		
	<input type="checkbox"/> マンション共用部分バリアフリー化工事を行うこと及びその費用について、管理組合の総会等により決議されている。		
	<input type="checkbox"/> 過去に本事業による補助金を受けていない。		
	<input type="checkbox"/> 本事業の対象となる部分について、国、北海道又は旭川市の他の補助金の交付を受けていない。		
	<input type="checkbox"/> マンション新築時の建築確認が平成10年3月31日以前に行われている。		
工事内容 該当する 項目にチェック	<input type="checkbox"/> 手すりの新設		
	<input type="checkbox"/> スロープの新設又は改良		
	<input type="checkbox"/> 廊下、通路、出入口の幅の拡張		
	<input type="checkbox"/> 引き戸への改修		
	<input type="checkbox"/> 滑りにくい床材への変更		
	<input type="checkbox"/> 階段蹴込み板及び滑り止めの設置		
	<input type="checkbox"/> エレベーターの新設		
	<input type="checkbox"/> 階段昇降機、段差解消機等の新設		
<input type="checkbox"/> その他（ ）			

(注1) 管理組合（法人格を持たない管理組合にあつては、代表者、法人格を持つ管理組合にあつては、代表者及び役員）が旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号の暴力団又は同条同項第2号の暴力団員に該当する場合は、補助金の交付は受けられません。

(注2) 申請書等の内容に虚偽やその他の不正行為があつた場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。